

# 減価償却って何？

## 費用の配分（平準化）と資産価値の減少

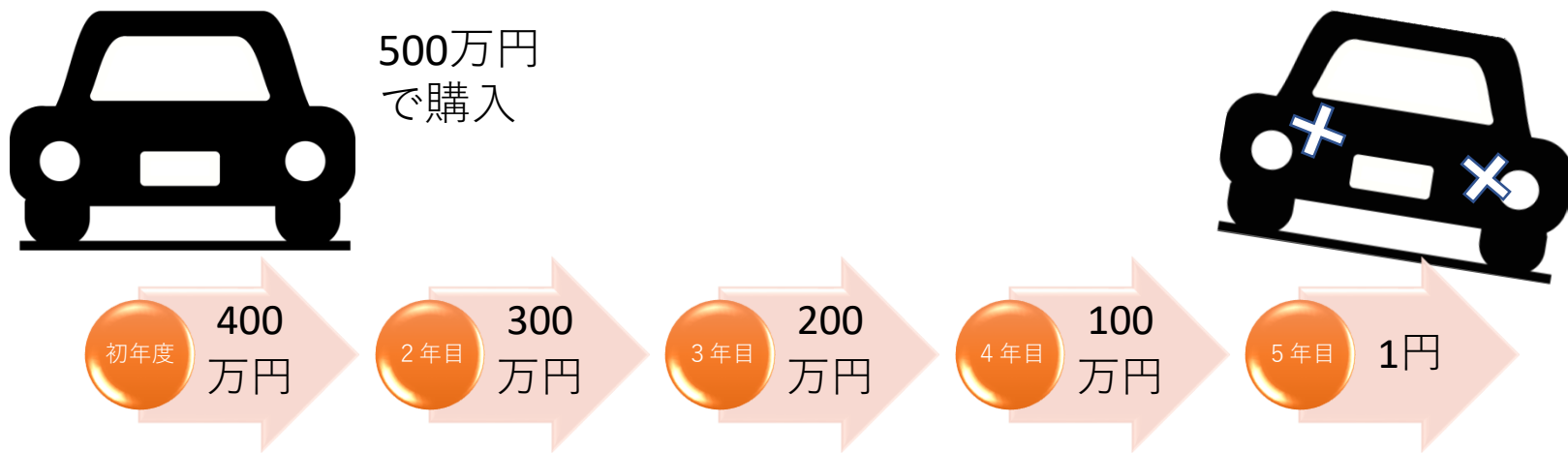
- 建物や備品は、取得すると長期間にわたってその効果が続きます。取得時に、取得価額の全額を費用とすると年度ごとの正確な損益が計算できないので、適当ではありません。
- また、建物や備品は、使用（消耗）により経年劣化するので年々、資産価値も減少します。

そこで、会計上の処理は・・・

- 各年度の正確な損益を計算するため、固定資産の取得価額を、取得時に全額を費用とするのではなく、耐用年数にわたってその使用（消耗）した分を各年度に費用配分（平準化）すると同時に、その金額を使用（消耗）したことによる資産価値の減少とします。

使用（消耗）した分を費用とするのが、会計のルールでしたね！

- 実際の使用（消耗）の度合いは様々ですが、  
 いちいちその度合いを計算しては大変な  
 ので、**基準**を決め、**一定のルール**で費用計  
 上する同時に資産価値を減少させます。



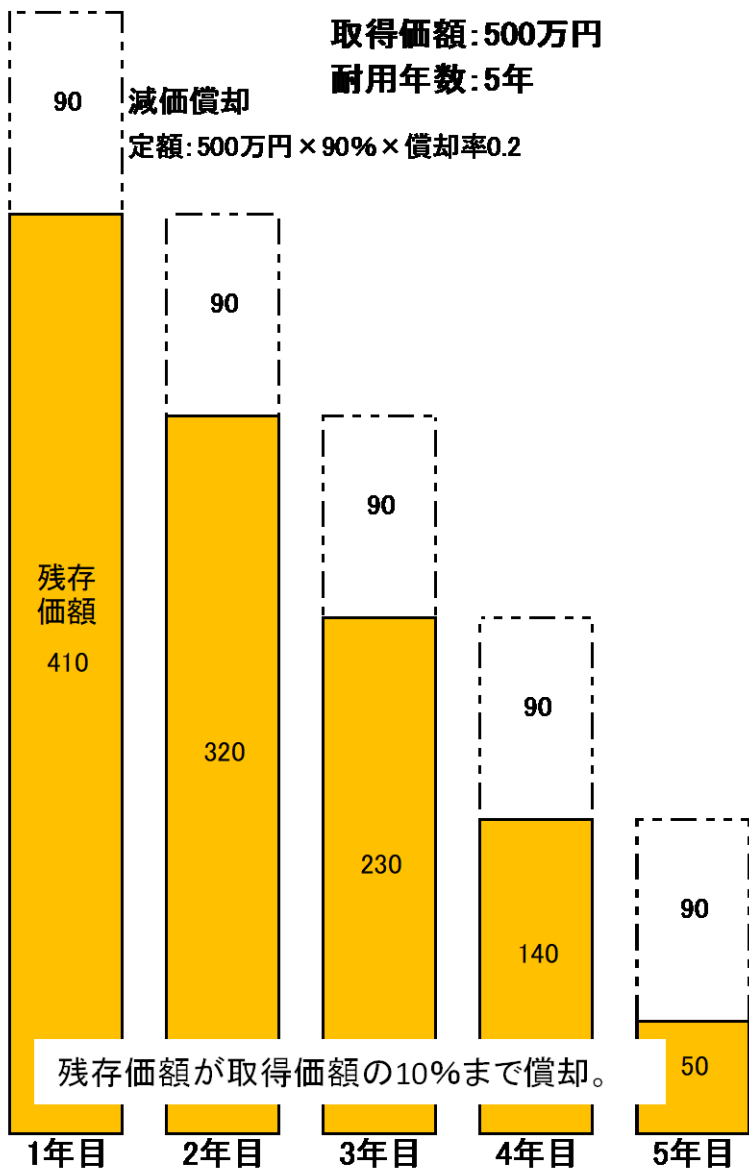
価値	△100万円	△100万円	△100万円	△100万円	△99万9999円
費用	100万円	100万円	100万円	100万円	99万9999円

これが **減価償却** です。

- 土地のように一定の価値を保つモノは、減価償却しません。（非償却資産）
- 耐用年数は、モノによって異なります。  
建物とか長くもつモノは、耐用年数が長くなっています。
- 減価償却の **2** つの方法（経理規程で定めます）
  - 毎年一定額を減少させる **定額法**
  - 毎年一定割合を減少させる **定率法**
- 実際の減価償却が、経理規程と整合していないケースも見られます。

多くの法人が採用する定額法を例に見てみましょう！

■平成19年3月31日までに取得したもの



耐用年数

耐用年数経過後の備忘価額までの減価償却には明確な基準がなく、一般に公正妥当と定められる基準に従うものとされる。概ね、以下の2つに大別される。

- ① 指導指針が示す方法  
耐用年数経過後も従前の償却方法で備忘価額まで行う。
- ② 税務上の処理で示された方法

【例】 税務上の処理で示された方法

6年目

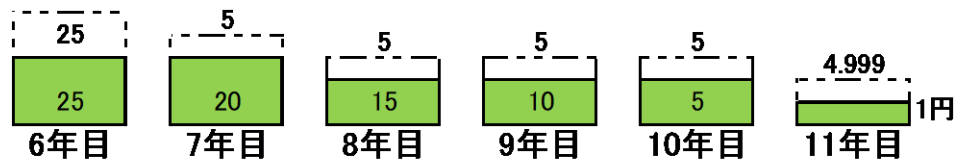
定額の減価償却額90万円が、  
期首価額50万円－(取得価額500万円×5%)=25万円  
より大きくなる。  
このため、残額25万円まで償却。

7年目～

7年日期首価額25万円から備忘価額1円を減じた額を耐用年数5年で除した額で償却。  
(期首価額25万円－備忘価額1円)÷耐用年数5年≒5万円  
※8年目以降も同様に償却する。

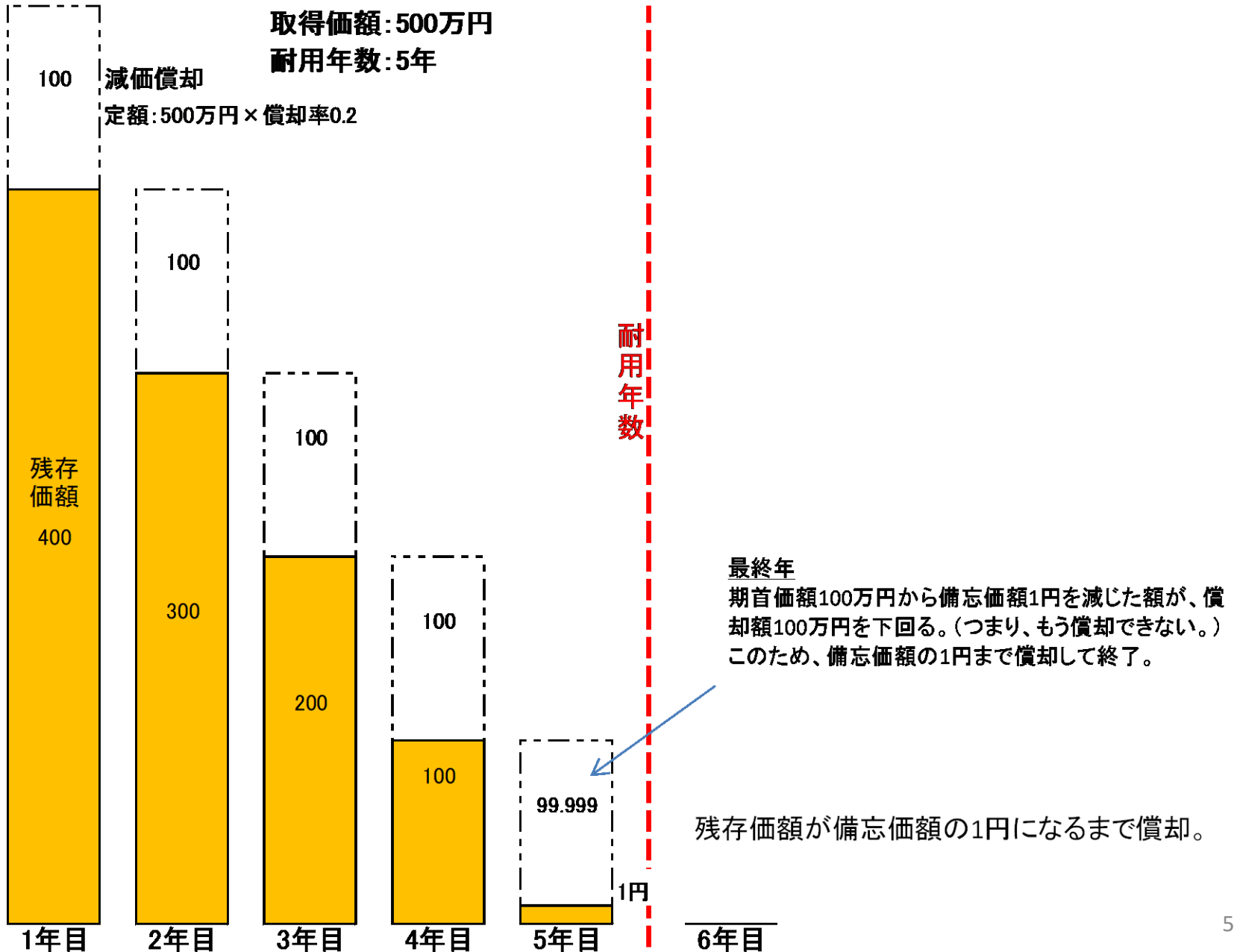
最終年

期首価額5万円から備忘価額1円を減じた額が、償却額5万円を下回る。  
(つまり、もう償却できない。)  
このため、備忘価額の1円まで償却して終了。



耐用年数を超えて使う場合は、残存価額が備忘価額1円になるまで償却できる。

○平成19年4月1日以降に取得したもの



# 減価償却費の計上

- 減価償却では、実際に現金支出がある訳ではありません。  
**あくまで理論上の話**です。

- 仕訳の例で見てみると・・・

① X1年4月1日 車両500を現金で購入  
(B/S) 車両運搬具 500 (B/S) 現金 500

② X2年3月31日 決算整理で減価償却費を計上  
(P/L) 減価償却費 100 (B/S) 車両運搬具 100  
(費用の発生) (資産の減)

または、

(P/L) 減価償却費 100 (B/S) 車両運搬具減価償却累計額 100  
(費用の発生) (資産の減)

# 国庫補助金等特別積立金

- 社会福祉法人に特有の会計処理です。
- **施設整備**に関して発生した**補助金**収益は、本業（社会福祉事業）の活動で得た収益とは、**分けて**考えます。
- 分けずにそのままだと、本業（社会福祉事業）の活動で得た収益とそれ以外の収益が混在してしまい、B/Sで**本業の成果が正しく把握できません**・・・

- そのため、**収益**を**相殺**します
- 補助金の**効果**（**収益**）も取得費用と一緒に耐用年数に合わせて**平準化**します。
- 補助金収益と同額を**国庫補助金等特別積立額**として**費用**へ計上し、架空の内部積立金「**国庫補助金等特別積立金**」を**純資産**へ計上します。  
（**収益の相殺**）
- その後は**積立金の取崩し**（**補助金の分割交付による効果の平準化**）という形で処理していきます。  
（分かりづらいうえ、バーチャルな世界の話です。）

## 国庫補助金等特別積立金の仕組み

[設定]

耐用年数	20年
取得価額	100,000千円
補助金(補助率40%)	40,000千円

取得日 : 平成19年4月1日

減価償却費 :  $100,000 \text{千円} \div 20 \text{年} = 5,000 \text{千円}$

なお、中途(10年経過)で廃棄する。

- 国庫補助金等特別積立金の処理を用いないと・・・

	初年度 (H20.3.31)	2年目 (H21.3.31)	3年目 (H22.3.31)	...	9年目	10年目	合計
補助金収益	40,000	0	0	...	0	0	40,000
(収益計)	40,000	0	0	...	0		40,000
減価償却費	5,000	5,000	5,000	...	5,000	5,000	50,000
処分損				...		50,000	50,000
(費用計)	5,000	5,000	5,000	...	5,000	55,000	100,000
(損益差額)	35,000	▲ 5,000	▲ 5,000	...	▲ 5,000	▲ 55,000	▲ 60,000

(単位:千円)

(廃棄)

年度間でバラツキが生じる!

● 国庫補助金等特別積立金の処理を用いると・・・

(単位:千円)

	初年度 (H20.3.31)	2年目 (H21.3.31)	3年目 (H22.3.31)
補助金収益	40,000	0	0
国補等積立金取崩額	2,000	2,000	2,000
国補等積立金取崩額(除却)			
(収益計)	42,000	2,000	2,000
減価償却費	5,000	5,000	5,000
処分損	0	0	0
国補等積立金積立額	40,000	0	0
(費用計)	45,000	5,000	5,000
(損益差額)	▲ 3,000	▲ 3,000	▲ 3,000

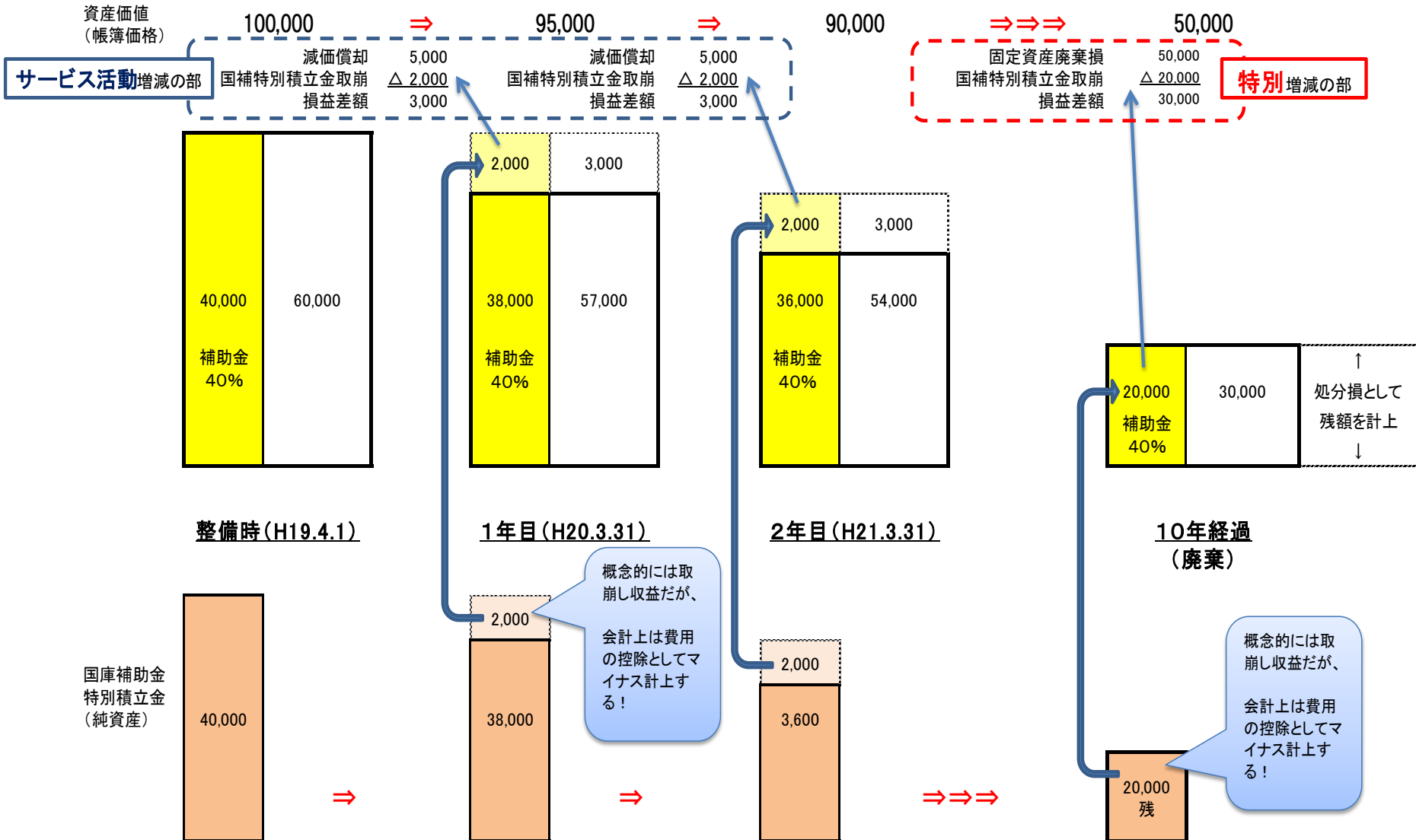
...	9年目	10年目	合計
...	0	0	40,000
...	2,000	2,000	20,000
...		20,000	20,000
...	2,000	22,000	80,000
...	5,000	5,000	50,000
...	0	50,000	50,000
...	0		40,000
...	5,000	55,000	140,000
...	▲ 3,000	▲ 33,000	▲ 60,000

(廃棄)

年度間で平準化されている!

損益差額は、10年間の合計では国庫補助金等特別積立金の処理にかかわらず同額となりますが、処理を行うことで、損益差額が初年度から平準化されていることが分かります。

# ■国庫補助金等特別積立金のイメージ



- このような独特な仕組みは、少し分かりにくいと思いますが、慣れるしかありません。
- “国庫補助金**等**”とありますが、国庫、補助金という名前に惑わされないように。  
県や市、競輪からの補助金や寄附などもこの範疇になります。  
例：市の建物を無償譲渡（＝寄附扱い） など
- もしエラーが見つかるとしたら、特別積立金への積立て漏れが一番多いと思います。
  - 施設整備関係の補助金収入があるのに、特別積立金への積立金支出が見られないケースが考えられます。